

## 適正な法曹人口及び司法基盤の整備のために、法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後法的需要が増加することを見込み、年間1,000人程度であった司法試験合格者数を平成22年ごろまでには年間3,000人程度とすることなどの目標を掲げた司法制度改革推進計画を閣議決定しました。

司法試験合格者数は平成19年以降2,000人超で推移していますが、法的需要は想定されたほど増加せず、一方、本計画において必要な増員を行うとされていた裁判官及び検察官の採用はむしろ減員されました。そのため、平成13年に約1万8,000人だった弁護士数は、平成25年5月には3万3,000人超となり、弁護士数と裁判官及び検察官数との不均衡が顕著となっています。

加えて、弁護士数の急増に伴う弁護士の就職難により、司法修習修了後、法律事務所に就職し一定期間法曹として自立するために積んでいた研さんの機会が失われるなど、弁護士の質の低下も危惧されます。

さらに、司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制に移行した結果、法科大学院卒業までの奨学金なども加えると、新規弁護士登録のときに極めて高額な負債を抱えている弁護士が多数生じています。その上、弁護士数の激増による競争激化に伴い、需要と供給のバランスが崩れると、無用な訴訟に誘導されたり、行き過ぎた訴訟社会を招来するなど、法的サービスの受益者である国民にとって重大な問題につながりかねません。

こうした状況などを背景に、法科大学院について志望者の激減や大幅な定員割れなど、法曹界に有為な人材が集まらなくなるという事態が生じています。

他方で、北海道では、裁判官や検察官が常駐しない裁判所、検察庁の支部が存在しており、そのために地域住民の権利の実現、擁護のための司法基盤が整っていない状況にあります。

よって、国におかれましては、法的需要に見合った適正な法曹人口とするため、司法試験合格者数の段階的な減員など法曹養成制度の抜本的な見直しを行うこと、並びに適正・公平な司法基盤を整備するという観点から、裁判官及び検察官の増員を行うとともに、法科大学院修了者または法曹有資格者の採用を政府及び国会において積極的に進めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月24日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官